

決 定 書

申立人 X 1

被申立人 佐賀県教育委員会

上記当事者間の佐労委昭和52年(不)第87号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成15年4月2日の公益委員会議の結果、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

上記申立人の所属していた佐賀県高等学校教職員組合から、同人が死亡している旨の報告があった。

当委員会は、調査の結果、同人が死亡した事実を確認した。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用し主文のとおり決定する。

平成15年4月2日

佐賀県地方労働委員会
会長 安藤高行